

平成 28 年度 第 2 回こうち男女共同参画会議議事録（要旨）

日時：平成 28 年 9 月 2 日（金曜）午前 10 時～11 時 35 分

場所：高知城ホール 2 階 会議室

出席：南委員、佐々木委員、稲田委員、中川委員、松尾委員、東森委員、黒川委員、筒井委員、太田委員、伊藤委員、西村委員、竹内委員

議題：次第参照

1) 女性の活躍の場の拡大の取り組みについて

事務局 資料 1～資料 5 により説明。

委員 ファミリー・サポート・センターのパンフレットの表紙を見ると、育児をサポートする側は高齢者をイメージしているように思えるが、実際はどうか。また、Q&Aで、「子どもは原則として、援助会員の自宅で預かります」と書いてあるが、報告のあった課題の中で、預ける側がこの点に不安を感じているというのは致命的だと感じる。預かる側が預ける方の自宅で面倒をみることは想定できないのか。

事務局 やはり預かる側は退職された方が多いと聞いている。2点目については、県で実施した研修でも、参加者から自宅ではなく公民館などで預かれないかという声が多く出た。制度としては、援助会員の自宅で預かることが原則だが、1対1の預かりなので、両者が合意すれば、依頼会員の自宅での預かりも可能。また、公民館のような公共施設での預かりも可能と解釈している。

委員 預ける側が、自分の目の届くところや、自宅で預かってもらう方が安心ということであれば、そのようなやり方も可能であることをアピールしてはどうか。例えば、保育園にお迎えに行った後、依頼会員の自宅で親が帰るまで預かってもらうことが可能であれば、アピールすることで利用が広がるのではないかと。

事務局 公民館での預かりなどの場合、第三者が間に入って場所の設定を行うことになると思うが、それも支援していくのか。

事務局 まだ検討中だが、支援する方向で進めたい。

委員 放課後児童クラブは、土曜日の開設が広がっていると認識している。全県下で土曜日の開設はどのくらいで、開設時間は何時までか。

事務局 具体的な数字は持ち合わせていないが、少しずつ広がっている状況は把握している。開設時間は、9割近くが18時までとしている。働くお母さんからはもう少し延ばしてほしいという要望もある。今年度から県で財政支援措置を設けたので、延長する施設が増えるよう支援していきたい。

委員 保育園でも延長する場合、延長時間の保育料が増えて大変になると聞く。児童クラブは、経営主体が色々あるとも聞くが、市町村や児童クラブごとに保護者の話を聞いているのか。保育園から小学校に上がった時に、子どもの帰りが早くなって大変とよく聞く。

事務局 委員がおっしゃるように、「小1の壁」という話はよく聞こえてくる。児童クラブについては、各市町村が設置しているところがあれば、民間や保護者会を中心に設置しているところもある。児童クラブごとに、保護者会や総会の意見を反映しながら運営している状況。時間を延長するとなれば、半分は国の財政支援があるが、半分は利用者負担となる。財政面で利用者負担の増加につながらない形で、それぞれの児童クラブで考え方を整理し、運営費の範囲内で活動できるならやっていたらいいが、難しい。県でも財政支援制度を作ったが、それを活用して開設時間の延長に向けて動いているところは2か所という状況。それぞれの児童クラブで、財政支援と利用料の中でどのような運用を行っていくのかは、主に保護者が中心となって決めていただいている。

委員 高知市や佐川町のファミリー・サポート・センターの会員数はどのぐらいか。

事務局 資料3にあるように、高知市の提供会員は約400名、依頼会員は約800名。年間の活動実績は約6,000件前後と聞いている。佐川町の提供会員は約40名、依頼会員は約30名。活動実績はおさえていない。

事務局 同じく、ファミリー・サポート・センターについて。パンフレットのQ&Aに、預かった子どもさんがけがをしたら、補償保険で保障されると書いてある。預ける方も預かる方も、この点が一番心配だと思う。これまでに補償保険を使った事例はあるか。また、トラブルが起こった場合は、当事者だけでなく、ファミリー・サポート・センターの担当者にも対応してもらえるのか。

事務局 高知市が設置しているもののため、事故の状況は詳しく把握していない。全国的には、重篤な事故や死亡事故も起きている。ファミリー・サポート・センターの主な業務は、会員間のマッチングであるため、事故が起きたら、基本的には当事者間での解決ということになる。もちろん、ファミリー・サポート・センターの対応も必要だろうし、市町村でも一定の事故調査は行うだろう。

委員 県外の事故の例は、円満に解決しているのか。

事務局 死亡事故については、現在裁判で係争中とのこと。

委員 病児預かりの検討について。小児科医との連携について書かれているが、看護師の資格を持つ方々が、特に慢性疾患を持つ子どもたちの病児保育に取り組んでいる施設もある。母親からの一番のニーズは、子どもが風邪をひいて熱が出て、保育園などで預かってもらえない時にどうにかしてほしいということだろうが、慢性疾患を持つ子どもたちの預け先もない。そういうニーズは上がっていないか。

事務局 病児保育は急性期の病気の病児型、体調が安定した頃の病後児型、ちょっと体調を崩し、お母さんが迎えに行けないなどの体調不良型がある。慢性疾患などの長期間のケアが必要な方については、居宅訪問型がある。保育士などで居宅を訪問して保育できる資格を持った方が、お子さんのご自宅へ訪問するという制度はある。高知県では、やりたいという相談があったことはあるが、認可には至っていないのが現状。施設型、非施設型、訪問型についても検討を進めていく。

委員 医師会だけでなく、看護協会も巻き込みながらやって欲しい。

事務局 他県では、訪問看護協会へ委託をしている例もある。

委員 居宅型も大事だが、子どもはグループの中で育っていくもの。他の子どもと一緒に生活できる時間を持つために、他県で病児保育の保育園が作られている。まだ高知ではニーズが声になっていないということか。

事務局 居宅訪問型であれば、連携する保育所で集団保育をするという手法もある。

委員 先日新聞で、大阪に、自宅からなかなか出られない子どもたちが集まれる施設ができたという記事を見た。高知では年間を通じて設置することは難しいかもしれないが、例えば月に何回か、病院施設の中などに集まれる部屋を作っていただき、看護師さんに常駐してもらえないか。本当に困っている人や、主に介護や子育てを担っているお母さん方が輝ける場所があればいい。利益をあげるようなことはないので、行政がやることではないか。

もう1点、ファミリー・サポート・センターの事故の話について。事故が起こった時の最終責任を個人で持たないといけなくなると、預かりたいと思っても躊躇してしまう。補償保険の範囲はどこまでか。また、提供会員になる時に事故が起こった場合の責任についてしっかりと認識しているのかが気になる。

事務局 保険の範囲については、確認して後で回答する。事故を起こさないためには、提供会員になる際に高知市では2日間、計12時間の研修を行っている。栄養や発達のことだけでなく、事故に対する備えや緊急時の対応などもプログラムに入っている。

ちなみに、全国的な事故の状況について報告すると、平成18年4月から平成23年6月までの5年2カ月の間に、死亡事故や治療に要する期間が30日以上の中重度な負傷や疾病は、15件発生している。この時の利用会員は32万で、提供会員が約10万人。

保険については、預かったお子さんが怪我した場合や自宅のものを壊した場合など、5種類ほどある。最も高い賠償額は1億円だったと記憶しているが、何段階か種類があり、全国的に標準的に導入されている。

委員 通常の保育園や幼稚園でも事故は起こり得るし、子育てにそういうリスクはあるもの。予防手段を色々考え、やりながら手探りで、丁寧に一人ずつ見ていくのかなという印象を受けた。

柱3、柱4の部分について意見はないか。

委員 多様なニーズに応じた就労支援の取組のうち、高知家の女性しごと応援室の相談実績報告について。相談内容のうち、その他が2割ほど占めているが、どのような内容なのか。また、相談場所のその他はどのようなところか。電話やメールでの相談件数も2割強と多いので、子育てをしている女性がなかなか応援室に出向いていけないのではないかと気になっている。

事務局 相談内容は複数回答となっているため、相談を受ける中でいくつか相談があった場合は複数回カウントされている。その他の内容については、明確な就労意思を持っていない方でも、将来的に働くことを考えている方は相談に来てくださいというスタンスで取り組んでいるため、就労につながるような仕事の相談とともに、家庭のことなどについても相談を受けているという状況。次に、相談場所でのその他は、応援室で年に複数回セミナーを開催しており、セミナー終了後、参加

者に対して個別に相談を受けているもの。電話やメールの件数が多い理由は、相談に来られた後のアフターフォローを充実してやっているため、その連絡に対して、電話やメールで反応をいただけることが多いからだとしている。

委員 高知家の女性しごと応援室は、東部地域や西部地域に出張して相談を受ける機会はあるのか。

事務局 今のところ実施していない。実績報告の中にもあるとおり、高知市以外の東部、西部の市町村からも相談はお受けしている。

委員 西部地域の方は、職場を高知市に求める傾向がある。20代～30代の女性で、高知市方面の就職状況を知りたいという人がいる。幡多方面に年4回くらいでも、出前で来てもらえたら、きめ細やかな対応をしていただけないかと思った。また次年度以降の検討をお願いする。

事務局 幡多や東部への出前については、求人開拓員が地域の状況を十分に把握できていないことや、地域の子育て事情もあまり把握できていないなど、課題はある。

委員 啓発冊子について。経営者の方にとって分かりやすく良いと思う。具体的な行動事例の中に、女性だけでプロジェクトチームを作り、推進するという内容を具体的に書いてはどうか。また、企業はスタートすることはできても、継続することが苦手なので、始めたものも消滅していくというケースが多々ある。伴走することが大事で、誰かが月に1回でも来てくれるようなら継続できるかもしれない。例えば、希望があったら県民生活・男女共同参画課の職員がミーティングに参加するなど。来てもらえるなら助かるという企業もあると思うので、今後取り組んでみてはどうか。

事務局 一昨年度から、企業の経営者向けにセミナーをやることからスタートした。2年たち、もう少し踏み込むかどうかも含め、検討する際の参考にさせていただく。

委員 冊子はすごく良いと思う。ただ、女性活躍推進法では、従業員300人以上の企業に対して行動計画の策定を義務付けているが、高知県では零細企業が多く、300人以上の企業は少ない。トップがこの冊子を見ても「そうなんだ」で終わってしまっただけでは進まないような気がする。まだまだ男女差別やハラスメントはある。男性の上司は女性の体のことや妊娠のことが分からず、快く休日をいただけないという意見が多々ある。高知県として、人数が少ない小さな企業に対しても、策定を義務付けるような決まりをつくることはできないか？

事務局 決まりをつくることは難しい。高知県は中小企業がほとんどで、そういった方々に本気になってもらうことが変えていくことにつながると思うので、取組は続けていきたい。女性の活躍促進連絡会とも連携しながら、息長く取り組んでいく中で、こういう冊子を配ったり、新たな施策もやっていきたい。この冊子には、中小企業で女性活躍を進めているところを4社ほどインタビューして、ケースを紹介する予定。

委員 この冊子は、トップに本気になってもらうことを意識して作られていると思う。ぜひ、成功事例をたくさん載せて欲しい。女性が活躍できる環境を作ることによって、売り上げや利益がこれだけ伸びた、コストが削減されて生産性が向上したなど、数値で示せるものがあれば、説得力が増すと思う。実際の臨場感を伝え、やらないと取り残されるという思いを持たないとトップは本気に

ならない。良い事例をあげて、数値的な成果を載せて欲しい。

事務局 工夫しながら載せていきたい。

委員 女性しごと応援室について、存在を企業へ周知しているのか。社労士として活動する中で、人を採用したいという話はよく聞くが、応援室を紹介するとみなさんご存じなかった。実際に、企業と求人開拓員がやりとりし、1名採用につながったケースもある。企業側が知らないという現状はあると思う。もう1点、非正規での就職決定の割合が多いのは、子育て中でご本人が非正規を希望しているという相談が多いのか。

事務局 1点目については、商工会議所等の会報誌に載せていただいたり、求人開拓員が企業を回っているが、広まるまでにはいっていないので、今後も続けたい。2点目については、応援室に相談に来られる方は、フレキシブルな働き方を求めているらっしゃる。その結果として、非正規でマッチングしているというケースが多いのが実態。

委員 冊子のテイストを経済誌のような雰囲気にはどうか。啓発冊子はどれも似たイメージになりがち。ターゲットである経営者層が手にとって読んでみようかなと思うものにして欲しい。

2) 高知県 DV 被害者支援計画の改定について

事務局 資料6により説明。

委員 民間シェルターの実績について。相談件数が減少傾向であるのに対し、一時保護件数及び延べ日数は増加傾向にある。この傾向について、理由や事情があれば教えて欲しい。

事務局 一時保護は、かなり長期間シェルターにいらっしゃる方がいる。半年や1年いると、結果としてのべ保護日数が増えるということになる。民間のシェルターとして活動されているので、様々な事情の方を受け入れていると聞いている。

委員 県から運営費を補助しているとのことだが、入居期限はないのか。

事務局 期限は設けていないと聞いている。女性相談支援センターの場合は一般的な例として、裁判所に保護命令を申し立て、接近禁止命令がおりて一定の安全が確保されてから一時保護所を退所していただいている。その期間が2週間ほどかかるため、2週間を目安に退所先を確保していただいている。ただ、ケースバイケースで、外国人の方や複雑なケースなどは、今後どうしていくかの目途が立つまで4カ月くらいおられる方もいる。センターは期限を定めていないので、民間シェルターでも決めていないのではないかと思う。

委員 DVが増えているのか、単に顕在化しただけなのかは分からないが、自分の周辺でも聞くことが多い。障害のある子どもさんを抱えては、先の展望もたらず、逃げるに逃げられない。身体的な暴力であれば覚悟もつくが、精神的に追い詰められ、我慢した結果、うつ傾向になる方もいる。DVと言っても幅広く、色々なパターンがあるので、地域にホッとできる場所をつくるなど、ちょっとした支援もあればいい。

〔会長〕 保護するだけでなく、クオリティ・オブ・ライフも考えていていただきたいということ。貴重なご意見として受け止めて欲しい。

〔委員〕 先ほどの意見とも関係するが、県民意識調査結果の抜粋で、「どこにも相談しなかった理由」のうち、「相談しても解決しないので、無駄だと思った」という女性の割合が 41%と高くなっている。これに対して、相談することは無駄ではないと伝える必要があるのではないか。相談から解決のプロセスを示し、生活を立て直した、救われたという経験のある方に語ってもらうことで、プロセスを示すとともに相談は無駄ではないというメッセージが伝わるのではないか。

〔会長〕 この他に全体を通して何かあるか。

〔委員〕 県の主催で、CEDAW（女性差別撤廃委員会）の勧告についての学習会をやって欲しい。国が進めていくために、県や市町村でどのようなことをやれるのかということも考えなくてはならない。検討をお願いします。

以上